

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、上尾市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター、農林振興センター、さいたま農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、GAPの手法を取り入れ、給料体系や休日など労働条件を明確化、援農ボランティアの導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、上尾市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるように必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 上尾市が主体的に行う取組

上尾市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林振興センターやさいたま農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、上尾市が主体となって、県、農業教育機関、さいたま農業協同組合、上尾市農業委員会等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

上尾市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

上尾市は、県、農業教育機関、さいたま農業協同組合、上尾市農業委員会等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①支援センターは、農業支援課、上尾市、農林振興センター及び伴走機関（農業系団体、商工系団体）等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、公益社団法人埼玉県農林公社が実施する青年農業者確保育成活動等を推進する。

②上尾市は、就農等希望者の受入について、明日の農業担い手育成塾など市の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

③農業会議、県農地中間管理機構、上尾市農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。農業支援サービス事業者の活用に関し、上尾市は、農業支援サービス事業者に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛ける。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

上尾市は、さいたま農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ

情報提供する。

農業を担う者の確保のため、さいたま農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、上尾市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、上尾市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
50%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

荒川に接した平坦部においては、水稻を主体とする農業が行われ、担い手への利用集積が進んでいる。それ以外の平坦な台地では、露地野菜、施設野菜、果樹の生産、更には畜産も行われ、担い手への利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

上尾市においては、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整を行い、農地

中間管理事業を活用しながら、埼玉県農林公社、県、市町村、上尾市農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図るよう努める。

また市全体で農用地の確保・有効利用を図るため、次の各地域の特性を踏まえて、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体や新規就農の農用地の利用促進等を図るよう努める。

平方地区（大谷地区の一部を含む）は土地改良事業の完了した地域においては、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件で生産が行えるようにする。それ以外の地域においては、米麦、果樹、野菜を主体とした経営規模の拡大を図り、農地利用を推進する。

大石地区は、道路、用排水路が完備されているため、米麦、果樹、野菜、飼料作物等で農用地の高度利用を図る。

上平地区は、果樹、野菜及び施設園芸を主体とした地域の実情にあった都市型農業を推進していく。

（３）関係団体等との連携体制

上尾市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、さいたま農業協同組合、上尾市農業委員会、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

上尾市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第 6 の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、上尾市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

上尾市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア 平方地区（大谷地区の一部を含む）は、荒川流域における土地改良事業の完了した一部地域や平方領々家地域においては、生産基盤条件の形成を生かすため、農地中間管理事業を重点的に実施する。又、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
- イ 大石地区は、土地改良事業（中分の一部及び藤波）が完了し、道路、用排水路とも完備され大型機械化体系も可能になり今後もさらに米麦、果樹、露地野菜等を主体として農用地の高度利用を図る。
- ウ 上平地区は、土地改良事業（菅谷、須ヶ谷、平塚の一部）が完了し、農用地の集団化と一部大型機械の導入により機械化一貫作業が進められている。
- 畑地帯については、果樹、施設野菜、露地野菜等を主体として経営規模の拡大を図り農用地の利用度を高める。
- さらに、上尾市は、地域農業集団や土地改良区に対して農用地利用改善団体・特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、これらの制度の利用や組織化に取り組めるよう指導助言を行う。
- 以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

上尾市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を作成し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

(2) 農業者等による協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

協議の場の設置については、農業者や農地所有者の意見を聞きながら、地域の実情に応じて設定することとする。また幅広い農業者の参画を図るため、上尾市ホームページの利用等に加え、農業関係の集まりを積極的に活用して周知を図る。

参加者については、農業者、農地所有者、農林振興センター、農地中間管理機構、上尾市、さいたま農業協同組合、上尾市農業委員会、土地改良区、その他関係者とし、協議の場において地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア) の区域における農業の将来の在り方

- (ウ) (イ) の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
(エ) 農業者その他の (ア) の区域の関係者が (ウ) 目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置
なお、協議の場において、地域を中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

(3) 地域計画の区域の基準

地域計画の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、そのうえで地区の実情に応じて設定が困難な場合には、活性化計画を作成して農用地の保全等を図る。

(4) その他 法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

上尾市は地域計画の策定にあたって関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

上尾市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体に、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を上尾市に提出して、農用地利用規程について上尾市の認定を受けることができる。
- ② 上尾市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 上尾市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を上尾市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条

に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 上尾市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるとことに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導及び助言

① 上尾市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 上尾市は、(5)の①に規定する団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、さいたま農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

上尾市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア さいたま農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) さいたま農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

さいたま農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等によ

り、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

上尾市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、さいたま農業協同組合等市段階の農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

上尾市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施設との連携に配慮するものとする。

ア 上尾市は、上平東部地域生活環境整備検討委員会において農村の環境整備を効率的且つ総合的に推進するための調査、研究を支援し、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業担い手確保に努める。

イ 上尾市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 上尾市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

エ 上尾市は、藤波中分地区農村総合整備事業（高福祉型）（平成8年度～15年度）によって、高齢者・障害者等に配慮した生活環境整備の推進を図り、また、平方領々家地区農村総合整備事業（集落環境型）（平成8年度～14年度）によって、農村の活性化を図った。農村の健全な発展によって

望ましい農業経営の育成に資するよう努めるものとする。

オ 上尾市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当っては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

上尾市は、農林振興センター、さいたま農業協同組合、上尾市農業委員会、土地改良区、農用地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

さいたま農業協同組合、上尾市農業委員会、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、上尾市地域農業再生議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、上尾市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 地域社会における都市農業活性化の方向

上尾市自体で約23万の人口を擁している都市であるが、市内を国道17号線や圏央道へ通じる上尾道路、また高崎線や湘南新宿ラインが貫通しており、大消費地であるさいたま市および東京へのアクセスが良い交通の利便性の高い土地柄となっている。このような都市近郊の立地条件を生かしつつ、都市との共存を目指して次の都市農業の展開を図ることとする。

1 優良農地の保全

農地は農産物の生産の場であるとともに、市民が農業を身近に感じるための有効な資源としての役割を担っている。

このため、都市計画との整合性を図りながら、地域の特性に即した農業経営基盤を確立し、優良農地の確保・保全に努める。

2 地産・地消の推進

地場農産物を市内で消費する環境を提供するため、消費者ニーズを直接つかむことができる農産物直売所施設等の充実と農産物の高付加価値化に取り組み、「安心・新鮮・身近」を基本に地場消費の拡大を図る。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
経過措置期間中は、農用地利用集積計画の規定はなお従前のとおり。